

議会改革推進特別委員会（第19回）

日 時 平成24年11月19日（月） 午後1時30分～
場 所 第3委員会室

1 開議

2 検討結果の確認について

- 前回検討結果表

3 検討項目の協議について

- C - 2 定数・報酬

4 次回の日程及び協議項目について

5 その他

議会改革推進特別委員会第 18 回（H24.10.16開催） 検討結果表

C - 2	議員定数・議員報酬の見直し		改革5 改革8 緑風6 公明1
H24.5.24	意見等	各委員が説明	
	結果	本日の説明及び資料内容を理解し、次回委員間で質疑等を行う。	検討継続
H24.7.3	意見等	○ 定数・報酬が検討項目となった理由は、市民から定数・報酬削減を求める声があるから ○ 市民意見は厳しい。 ○ 市民に議会の役割を理解されることが必要 ○ 議会の広報広聴機能の強化が必要 ○ 定数・報酬は提案時に会派で議論され整理されているはず。委員は具体的な案として既に示している。 ○ 議員全体で議論するための材料、根拠等を本員会で整理 ○ 議論の前提が整っていない、議会のあるべき姿等を共通認識し、実現の手段としての定数・報酬であるべき ○ 議員の果たさなければならない役割、必要とされる能力、議会改革の目指す方向、必要な条件等の整理が必要	
	結果	定数・報酬に係る具体的な検討は一時棚上げする。議会のあり方、果たすべき役割等について根本的な議論を行う。	検討継続
H24.8.2	結果	議会基本条例に基づき、議会のあり方を考える。	検討継続
H24.8.20	結果	引き続き議会基本条例に基づき、議会のあり方を考える。	検討継続
H24.10.16	結果	議会のあり方・役割を考える。	検討継続

前回委員会（H24.10.16）での主な意見

- 本委員会としての一定結論すべき
- 基本条例第2条に議会を意思決定機関と定義しているが議事機関である、議事がより重要で改正の検討を
- 市民に伝わる議会改革を
- 定数・報酬は別の委員会を設け議論を
- 議案等に対する審議が不十分
- 議会のあるべき姿を共通認識せずに定数・報酬を検討するならば議会改革の議題ではなく行政改革である
- 議会改革の目的は市民との関係を密接にすること
- 請願の取り扱い、政策立案が不十分
- 議会のあるべき姿を明確にしないと定数・報酬の市民説明が不十分になる
- 議案等の審議体制が不十分、質疑に値しない質疑の存在、議員間討議の不足
- あるべき議会の姿に対応する議会の体制、議案の審議体制等の検討を
- 議案等は事前に提案されている、審議を充実ならしめるための事前準備は基本的に議員個人、各会派によって為されるべきものではないか
- 9月定例会で上下水道会計の値上げに関し修正が可能か議員間で議論したかった、条例規定を把握しているべき
- 注目を集めない議案についても市民説明できる程度までの理解が必要
- 全てを個人の努力の課題にしてしまうべきではない、議会の仕組みとして検討すべき
- 一般質問は議長を除く全議員が行うべき
- 一般質問はセレモニー的、日常市民に接し、その課題を解決する活動こそ議員の役割
- 個人の努力が全てではない、しかし常任委員会での議案審査を例にすれば、審査を充実するための事前準備は個人の努力に帰す部分が大きいと思われる
- 議案審議は会議日程に影響される、委員会審査時間を拡大すべき
- 常任委員会審査を充実するならば会議時間の延長や予備日の活用等の様々な手段がある、必要ならば会期の延長も可能、現状で対応できるはず
- 一般質問は議員の最大の武器
- 委員会審査日程は極めてタイト、以前は市道認定議案に係る現地視察を行っていた
- 国政の課題を一般質問で取り上げるべきでない
- 議論が不十分なまま委員会の審査が打ち切られた例はないと思われる、時間延長や

- 予備日の活用で審査時間の拡大は可能、委員会の運営として対応できる
- 議員間討議を充実させ、議論を整理し、市民説明できる程度まで深化さすべき
 - 市民意見の反映、参考人制度等の活用で議論の深化を
 - 委員会の終結は委員長が委員会に諮っており、適切に運営されている
 - 全体会の活用による議員全体の知見を活かす方法
 - 基本条例を反映した議会運営であるべき、
 - 議員定数は議会で議論すべき、議員報酬は議会で議論すべきでない
 - 憲法で議会は議事機関として定義されている、議事がまともにできていないにも関わらず、基本条例では意思決定機関と規定している、危うい
 - 適切に議事がなされる仕組みを整えるべき
 - 個人の努力は当然だが、委員構成に関わらず一定の議事レベルが担保されるべき、各委員会の自主的な運営に任せず、議会全体として仕組みの検討を
 - 議案審査等において、議案への理解、質疑の内容、議論の深さ等は了とするレベルが議員によって異なる
 - 事前準備もなく、その場の思い付きで理事者へ質疑がされ、後日提供された資料による議論も行われぬ、このような委員会運営に当初から違和感がある、全ての委員会に共通する運営方法であり仕組みを変え改善できるはず
 - 議案は事前に配付されている、議員は当然に事前に準備し問題点を整理しておくべき
 - 定例会ごと、議案ごとの準備ではなく、普段から調査活動等を行うべき、月例開催では不足
 - 基本条例に掲げる理念の実際として月 1 回の開催を提示したとき、市民は納得するのか
 - 月 1 回の開催は最低限の規定、各委員会が必要に応じ開催数は増加できる
 - 理念のみの議論でなく、実際の市民生活に関係する種々の課題を解決することでの議員の働き、ひいては議会の働きが市民の評価対象である
 - 議員活動と議会活動は区別すべき
 - 議員活動と議会活動は一体、以前一般質問者数は少なかったが、議員は市民のもとへ頻繁に通っていた
 - 様々な活動を経て、議員は選挙によって判断されるものである
 - 議会の現状をよしとするならば、定数・報酬を議論しなければならない根拠が失われないか
 - 市民生活に密接に関係する種々の課題を解決することこそ議員の役割